



## 退職(失業)時の 国民年金の手続き

### ■配偶者の退職(失業)により国民年金第3号被保険者の資格を失ったとき

サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として国民年金に加入しています。

配偶者が退職(失業)して失職すると夫婦ともに市役所で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行い、保険料を納めることになります。

※第1号被保険者は、原則20歳以上60歳未満の人に限られます。

### ■退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請して認められれば保険料の納付を免除される制度があります。

この申請免除制度には所得制限があり、申請者本人のほか、配偶者や世帯主の前年の所得が

審査の対象となります。

特に、免除申請をする年度に退職(失業)した場合は「特例免除」といって、退職した本人の所得の状況を除外して審査が行われますので、所得制限の審査のハードルが低くなります。

申請には、失業していることを確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)が必要となります。

### 問 ㊦国保年金課

下館年金事務所

☎0296-25-0829

## 木造住宅の無料耐震診断

市では、昭和56年の法改正以前の木造住宅について、茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行います。

**対象** 市内に存在する戸建住宅の所有者で次の①～④すべてに該当すること

①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅

で、階数が2階以下、延べ面積が30平方メートル以上のもの  
※昭和56年に建築基準法が改正され、現在の基準で建てられた建物より耐震性が劣るため。

②在来軸組木造工法・伝統工法で建てられたもの

③過去にこの事業に基づく耐震診断を受けていないこと

※プレファブ、ツーバイフォー、丸太組工法等の住宅は対象外。

④所有者およびその世帯員が市税を滞納していないこと

**診断方法** 診断士と訪問日(調整により土曜日・日曜日可)を決定後、指定日に家の中と外回りを調査します。診断から1カ月以内に診断結果の報告、おおまかな補強の方法などの相談を行います

**募集戸数** 10戸(募集戸数を超えた場合は抽選)

**申込** 建築指導課にある申請書に必要事項を記入のうえ、6月9日(金)までに提出 [郵送可・6月9日必着]

## 国民健康保険税の軽減制度が改正されます

平成29年度から、地方税法の改正により、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が改正されます。

また、前年中の総所得金額が一定基準以下の世帯は、均等割と平等割が7割、5割または2割軽減されますが、5割と2割の所得基準が下表のとおり改正されます(7割軽減は変更ありません)。

なお、平成29年度の納税通知書は7月中旬の発送となります。

### 問 ㊦国保年金課

改正前		改正後
33万円+(26万5,000円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下	5割軽減	33万円+(27万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下
33万円+(48万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下	2割軽減	33万円+(49万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後も継続して同一の世帯に属する人をいいます。

※軽減の判定は、所得の申告に基づいて行われます。所得がなかった場合や遺族年金等の受給者で住民税が非課税の場合も、住民税の申告をお願いします。